

令和5年度 政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

1 登録政治資金監査人の登録

登録政治資金監査人を全国各地において今後も安定的に確保できるよう、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、効果的な周知・広報に取り組み、登録時研修を着実に実施する。

《審議スケジュール（案）》

○毎回

※登録政治資金監査人の登録状況等について、毎回の委員会において報告。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等からの質問等を踏まえ、必要に応じ、政治資金監査に関する具体的な指針等（※）について追加等の検討を行う。

（※）政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）
政治資金監査に関する Q&A

3 研修の実施

（1）登録時研修の実施

登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得に資するため、政治資金に関する研修を実施する。

（2）フォローアップ研修の実施

政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を実施する。

（3）研修の受講促進

登録政治資金監査人へ直接及び各士業団体を通じて受講の呼びかけを行う等、登録時研修及びフォローアップ研修の受講促進を図る。

（4）研修受講機会の確保及び研修実施計画の策定

研修受講希望者数の状況等を踏まえ、令和5年度における研修の追加実施等について検討するとともに、令和6年度研修実施計

画の策定を行う。

《審議スケジュール（案）》

○令和5年8月～令和5年12月

令和5年度の研修実施計画の追加について検討

○令和5年12月～令和6年3月

令和6年度の研修実施計画等について検討

○毎回

研修受講者の状況等について、毎回の委員会において報告。

4 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

令和5年度においては、令和4年度第2回委員会で決定した今後の個別の指導・助言のあり方に基づき、具体の手法について検討・審議を行う。

なお、令和4年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組についても継続して行うこととしており、都道府県選挙管理委員会等から報告を受領した後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行う。

また、個別の指導・助言の実施に当たっては、引き続き関係士業団体とも連携・協力していく。

《審議スケジュール（案）》

○令和5年8月

- ・今後の個別の指導・助言のあり方を踏まえた具体的手法の検討
- ・令和4年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組の方針について確認等

○令和6年2月

都道府県選挙管理委員会等からの報告に基づく個別の指導・助言の対象等に関する審議